

国立大学法人東京農工大学情報公開・保有個人情報開示請求等取扱細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (対象文書等の特定) 第4条 (略)</p> <p>2 室長は、開示請求者がより詳細に法人文書又は保有個人情報(以下「対象文書等」という。)を特定できるよう、関係する国立大学法人東京農工大学法人文書管理規程第5条に規定する文書管理者又は <u>国立大学法人東京農工大学保有個人情報管理細則</u> 第4条に規定する <u>保有個人情報保護管理者</u> (以下「文書管理者等」という。)に対して対象文書等を特定するための情報提供について照会することができることとする。</p> <p>3 (略) (開示実施申出書の受付) 第9条 室長は、法人文書の開示の実施方法等申出書又は保有個人情報の開示の実施方法等申出書(以下「申出書」という。)の提出を受け付けたときは、速やかに当該文書管理者等に写しを送付することとする。</p>	<p>本則 (対象文書等の特定) 第4条 (略)</p> <p>2 室長は、開示請求者がより詳細に法人文書又は保有個人情報(以下「対象文書等」という。)を特定できるよう、関係する国立大学法人東京農工大学法人文書管理規程第5条に規定する文書管理者又は <u>国立大学法人東京農工大学保有個人情報等管理細則</u> 第4条に規定する <u>保有個人情報等保護管理者</u> (以下「文書管理者等」という。)に対して対象文書等を特定するための情報提供について照会することができることとする。</p> <p>3 (略) (開示実施申出書の受付) 第9条 室長は、法人文書の開示の実施方法等申出書又は保有個人情報の開示の実施方法等申出書の提出を受け付けたときは、速やかに当該文書管理者等に写しを送付することとする。</p>	

附 則(平成30年8月22日細則第25号)

この細則は、平成30年8月22日から施行する。